資料－４

名取川水系河川整備計画の素案と原案
(大臣管理区間)

対比表

平成21年2月27日

国土交通省　東北地方整備局

素　　案	原　　案
名取川水系河川整備計画 ［ 大臣管理区間 ］ （素案） 平成 21 年 1 月 国土交通省　東北地方整備局	ヘッダー幅、全頁統一 名取川水系河川整備計画 ［ 大臣管理区間 ］ （原案） 【事務局修正内容】 ・ヘッダー、フッダー幅の統一 ・出典「仙台河川国道事務所資料」の削除 ・図表、写真のレイアウト変更、トリミング等 ・改頁位置の変更 ・誤字、脱字の修正 平成 21 年 2 月 国土交通省　東北地方整備局 フッダー幅、全頁統一

素　　案	原　　案
名取川水系　河川整備計画（大臣管理区間） 目　次 1. 計画の基本的考え方 …… 1 2. 名取川の概要 …… 5 3. 名取川の現状と課題 …… 35 4. 河川整備の目標に関する事項 …… 54 5. 河川整備の実施に関する事項 …… 64	名取川水系　河川整備計画（大臣管理区間） 目　次 1. 計画の基本的考え方 …… 1 2. 名取川の概要 …… 5 3. 名取川の現状と課題 …… 35 4. 河川整備の目標に関する事項 …… 54 5. 河川整備の実施に関する事項 …… 64 関連頁の ヘッダー修正 出典「仙台河川国道事務所資料」の削除

素　案

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の主旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成や、動植物の生息・生育・繁殖の場としての環境保全で、多種な様方からの機能を活かした河川づくりが求められています。

名取川流域は、古くから人々の生活が営まれており、特に、藩政時代に仙台市に城を構えた伊達政宗の時代には、[illegible]の開発により、地下の地表が掘削され新田開発が進み、洪水が発達しました。こうしたまちづくりによって仙台藩は日本の礎が築かれ、現在は東北地方の政治経済拠点の中枢機能の役割を担っています。

また、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、[illegible]等の景観を有し、上流域ではアケボノ、ミヤマキンポウゲ等の原始広葉樹の自然林が広がり、クマタカ、ヒキノ、ヤブ[illegible]、ハコネサンショウウオ、ミヤマヒキガエル、イワナ等が生息しており、中流域ではヤマセミ、カワガラス、オジロビタキ等のほかヤナギ類の河畔林などが分布し、ハコネサンショウウオ、ヒキノ、ヤブ[illegible]、ヤマセミ、アユ、カジカ等が生息するほか、河川敷の代表植で環境省の「日本の重要植物 500」に選定された[illegible]には、ミヤマイトトンボが生息するなど、流域は多種多様な生物の生息・生育空間となっています。

そして、下流域は東北本線で唯一の都市部に指定された仙台市の市街地を貫流しており、過去数には沿岸やグラウンドが整備され、頻繁から河川の利用度が多く、中でも「広瀬川の[illegible]」や「仙台七夕まつり」等の祭りは多くの人々で賑わいます。

しかし、昭和 25 年、昭和 41 年、平成 14 年[illegible]名称変化が伴ない変遷の過大な被害が生じており、近年においても洪水が繰り返されているうえ、平成 8 年[illegible]に代表される洪水被害も発生しています。

河川の整備にあたっては、こうした名取川流域の特性を踏まえつつ、安全で安心で、うるおいのある、より良い名取川の川づくりを目指します。また、現在[illegible]の堤防整備だけでは、治水事業と地域との連携による川づくりの支援等に努めます。

[illegible]名取川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、本計画）は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 18 年 3 月に策定された「名取川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、平成 20 年度に策定する河川工事の目的、種類、施行場の具体的事項をかき定定計画です。

【河川法の三つの目的】

① 洪水、高潮等による災害発生の防止

② 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持

③ 河川環境の整備と保全

原　案

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の主旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成や、動植物の生息・生育・繁殖の場としての環境保全で、多種な様方からの機能を活かした河川づくりが求められています。

名取川流域は、古くから人々の生活が営まれており、特に、藩政時代に仙台市に城を構えた伊達政宗の時代には、[illegible]の開発により、地下の地表が掘削され新田開発が進み、洪水が発達しました。こうしたまちづくりによって仙台藩は日本の礎が築かれ、現在は東北地方の政治経済拠点の中枢機能の役割を担っています。

また、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、[illegible]等の景観を有し、上流域ではアケボノ、ミヤマキンポウゲ等の原始広葉樹の自然林が広がり、クマタカ、ヒキノ、ヤブ[illegible]、ハコネサンショウウオ、ミヤマヒキガエル、イワナ等が生息しており、中流域ではヤマセミ、カワガラス、オジロビタキ等のほかヤナギ類の河畔林などが分布し、ハコネサンショウウオ、ヒキノ、ヤブ[illegible]、ヤマセミ、アユ、カジカ等が生息するほか、河川敷の代表植で環境省の「日本の重要植物 500」に選定された[illegible]には、ミヤマイトトンボが生息するなど、流域は多種多様な生物の生息・生育空間となっています。

そして、下流域は東北本線で唯一の都市部に指定された仙台市の市街地を貫流しており、過去数には沿岸やグラウンドが整備され、頻繁から河川の利用度が多く、中でも「広瀬川の[illegible]」や「仙台七夕まつり」等の祭りは多くの人々で賑わいます。

しかし、昭和 25 年、昭和 41 年、平成 14 年[illegible]名称変化が伴ない変遷の過大な被害が生じており、近年においても洪水が繰り返されているうえ、平成 8 年[illegible]に代表される洪水被害も発生しています。

河川の整備にあたっては、こうした名取川流域の特性を踏まえつつ、安全で安心で、うるおいのある、より良い名取川の川づくりを目指します。また、現在[illegible]の堤防整備だけでは、治水事業と地域との連携による川づくりの支援等に努めます。

[illegible]名取川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、本計画）は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 18 年 3 月に策定された「名取川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、平成 20 年度に策定する河川工事の目的、種類、施行場の具体的事項をかき定定計画です。

【河川法の三つの目的】

① 洪水、高潮等による災害発生の防止

② 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持

③ 河川環境の整備と保全

素　案

1.2 河川整備の基本理念

名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、宮城・山形県境の[illegible]標高 1,356m に源を発し、東北地方の中心都市である仙台市を流下して、名取市[illegible]で太平洋に注ぐ幹川流路延長 55.3km、流域面積 [illegible]km²の一級河川です。左支川広瀬川は、宮城・山形県境の関山峠付近に源を発し、仙台市の中心部を貫流して、仙台市[illegible]で名取川に合流する幹川流路延長 45.2km の一級河川です。

名取川の治水対策は、昭和 8 年 11 月 8 日に施行された第 1 次治水計画の施行時期に指定された以降の昭和 10 年から直轄砂防事業として着手されました。以来 101 年余年が経過しました が、未だ整備途上にあります。戦後最大規模の洪水である昭和 25 年 8 月洪水では、死者・行方不明者 33 名、全半壊・流失家屋 [illegible] 戸、浸水面積 4,342 ha の被害が発生し、近年でも昭和 41 年 6 月洪水、平成 8 年 8 月洪水、平成 14 年 7 月洪水において甚大な被害が発生しています。

また、名取川流域では、藩政時代から広大な仙台藩の農業が開発され、明治時代には水力発電により東北で初めて電気のあかりが灯されたほか、仙台市のシンボルとして多くの水が利用されています。しかし、たびたび洪水が発生しており、特に大量洪水で農地の冠水被害などの被害が発生しています。

一方、流域の上流部は国定公園や県立自然公園、奥新地に、河口部一帯は国指定仙台湾海岸鳥類保護区や仙台湾海岸自然環境保全地域（宮城県）に指定されており、また選択「日本の重要植物 500」（環境省）に選定されるなど、豊かで貴重な自然環境が随所に残されています。これらの自然環境は、仙台市を中心とした都市域における貴重な自然空間、さらに、人と自然とのふれあいの場を形成しています。また、仙台藩のまちづくりを支えた[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]などの歴史的構造物を活用した新たな名取川の創造への取り組みが行われています。

維持管理の面では、近年、河川管理施設の老朽化が著しく更新の時期を迎える施設の数が増加するなど、効率的な点検・補修、また、河道内樹木、砂州の除草・樹木伐採による流下能力低下を防止するための維持管理の課題となっています。さらに、高齢化が著しく、災害時要援護者が増加するなど、名取川を取り巻く社会状況の変化を踏まえた避難警戒体制や情報伝達の体制強化が必要です。

これらの名取川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを実現するため、以下の 3 点を基本理念に掲げ地域や地域住民との協働の形成、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関する施策を総合的に推進します。

原　案

1.2 河川整備の基本理念

名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、宮城・山形県境の[illegible]標高 1,356m に源を発し、東北地方の中心都市である仙台市を流下して、名取市[illegible]で太平洋に注ぐ幹川流路延長 55.3km、流域面積 [illegible]km²の一級河川です。左支川広瀬川は、宮城・山形県境の関山峠付近に源を発し、仙台市の中心部を貫流して、仙台市[illegible]で名取川に合流する幹川流路延長 45.2km の一級河川です。

名取川の治水対策は、昭和 8 年 11 月 8 日に施行された第 1 次治水計画の施行時期に指定された以降の昭和 10 年から直轄砂防事業として着手されました。以来 101 年余年が経過しました が、未だ整備途上にあります。戦後最大規模の洪水である昭和 25 年 8 月洪水では、死者・行方不明者 33 名、全半壊・流失家屋 [illegible] 戸、浸水面積 4,342 ha の被害が発生し、近年でも昭和 41 年 6 月洪水、平成 8 年 8 月洪水、平成 14 年 7 月洪水において甚大な被害が発生しています。

また、名取川流域では、藩政時代から広大な仙台藩の農業が開発され、明治時代には水力発電により東北で初めて電気のあかりが灯されたほか、仙台市のシンボルとして多くの水が利用されています。しかし、たびたび洪水が発生しており、特に大量洪水で農地の冠水被害などの被害が発生しています。

一方、流域の上流部は国定公園や県立自然公園、奥新地に、河口部一帯は国指定仙台湾海岸鳥類保護区や仙台湾海岸自然環境保全地域（宮城県）に指定されており、また選択「日本の重要植物 500」（環境省）に選定されるなど、豊かで貴重な自然環境が随所に残されています。これらの自然環境は、仙台市を中心とした都市域における貴重な自然空間、さらに、人と自然とのふれあいの場を形成しています。また、仙台藩のまちづくりを支えた[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]などの歴史的構造物を活用した新たな名取川の創造への取り組みが行われています。

維持管理の面では、近年、河川管理施設の老朽化が著しく更新の時期を迎える施設の数が増加するなど、効率的な点検・補修、また、河道内樹木、砂州の除草・樹木伐採による流下能力低下を防止するための維持管理の課題となっています。さらに、高齢化が著しく、災害時要援護者が増加するなど、名取川を取り巻く社会状況の変化を踏まえた避難警戒体制や情報伝達の体制強化が必要です。

これらの名取川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを実現するため、以下の 3 点を基本理念に掲げ地域や地域住民との協働の形成、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関する施策を総合的に推進します。

素　　案	原　　案

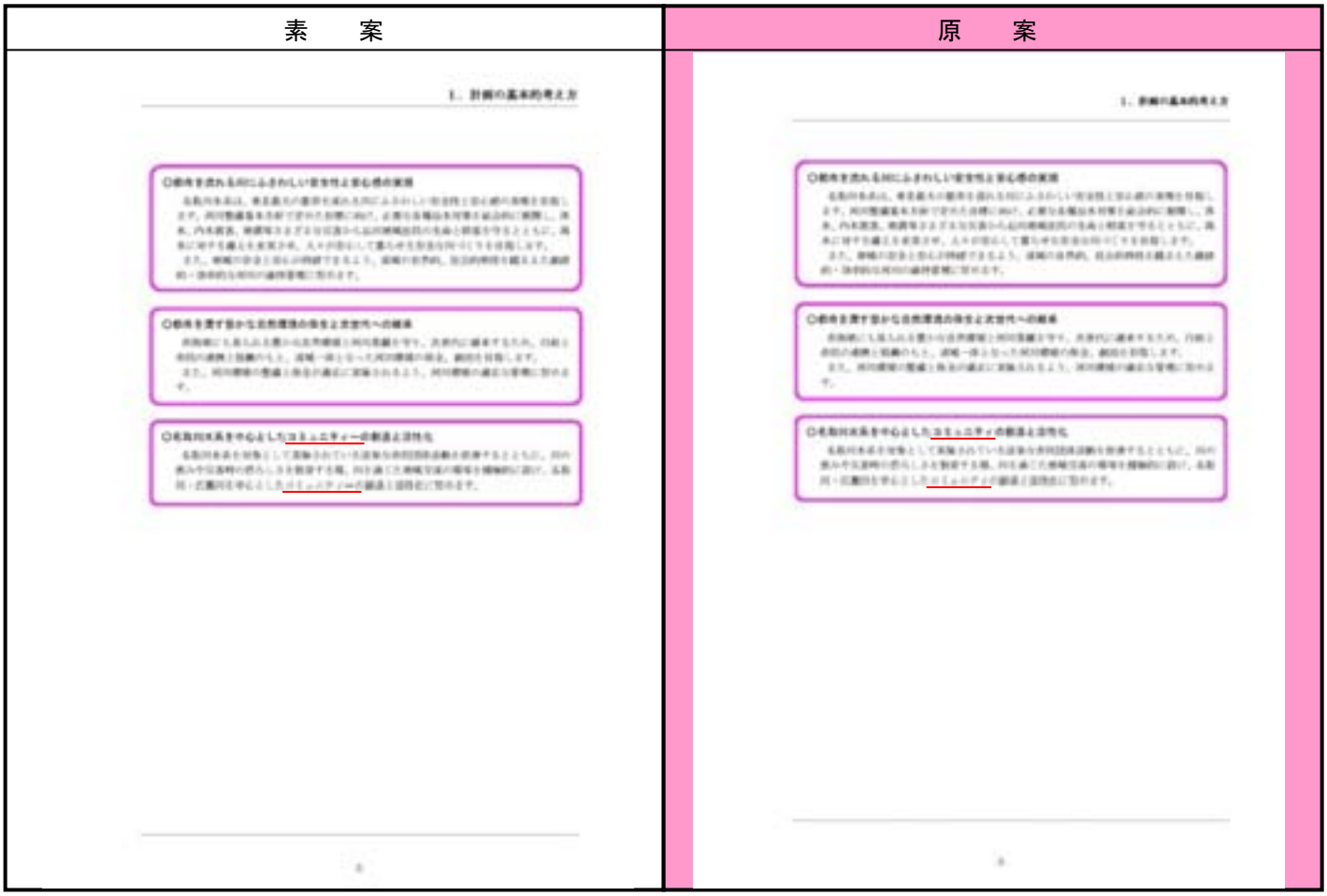

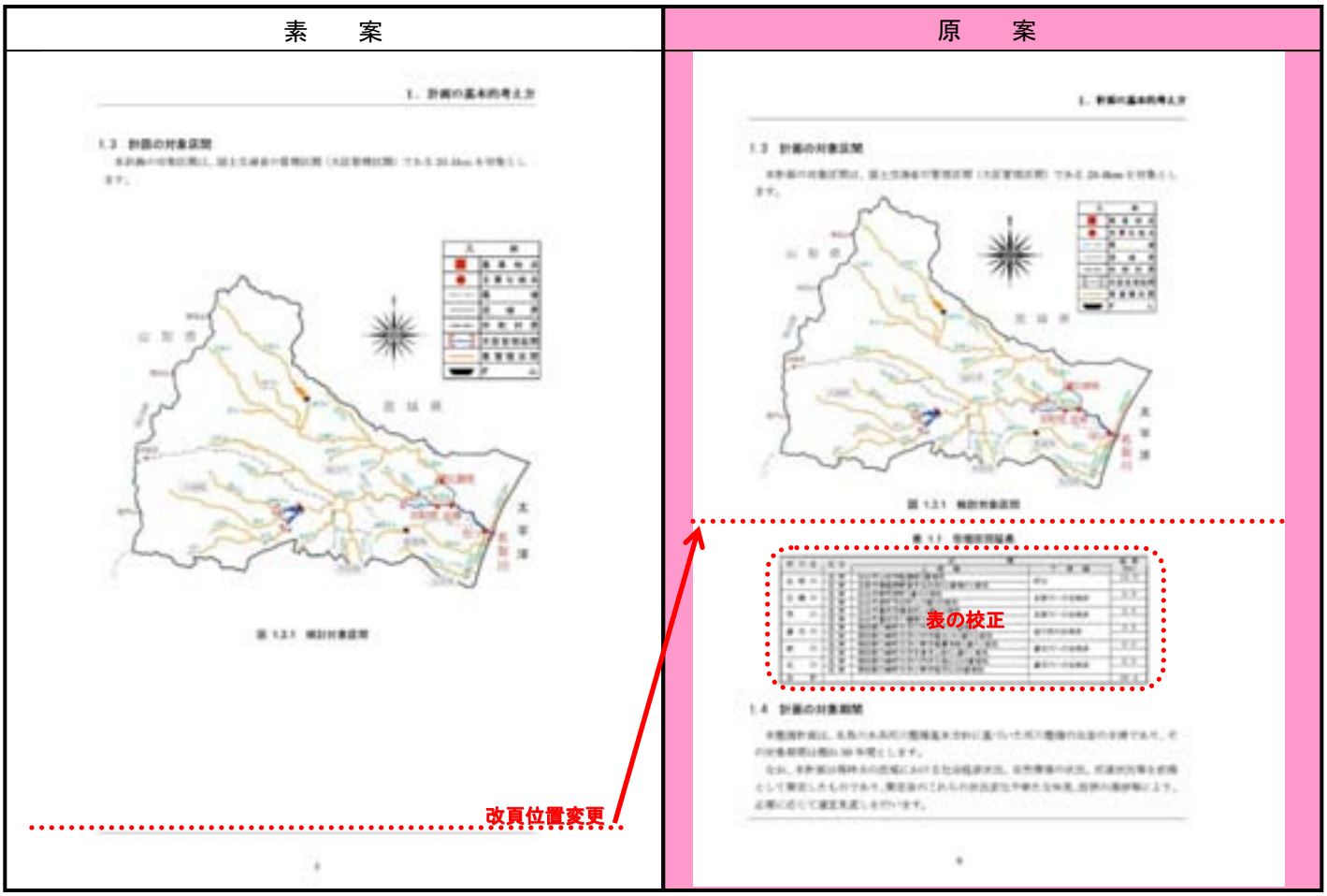

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案

表の校正

素　　案	原　　案
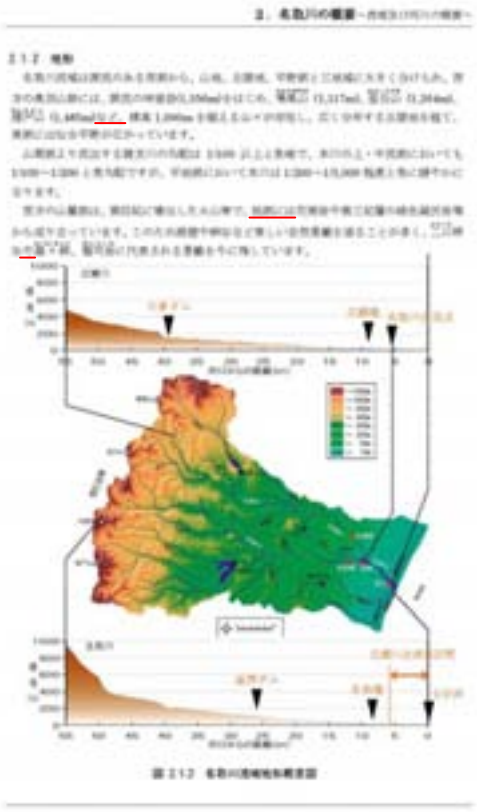	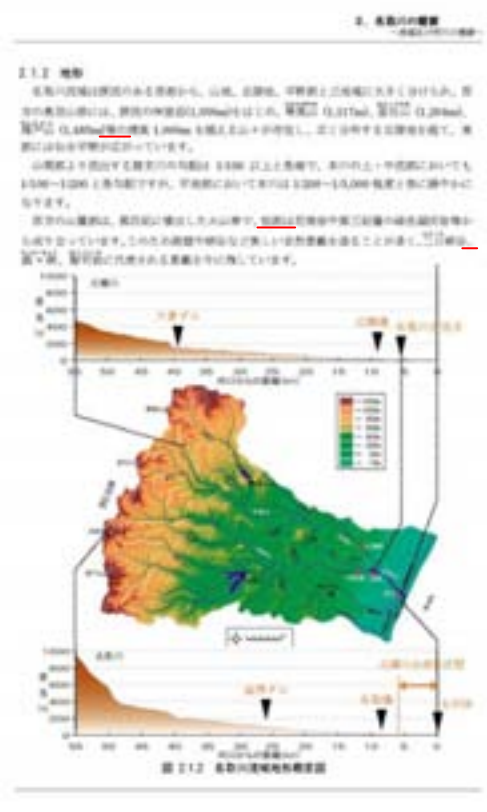

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

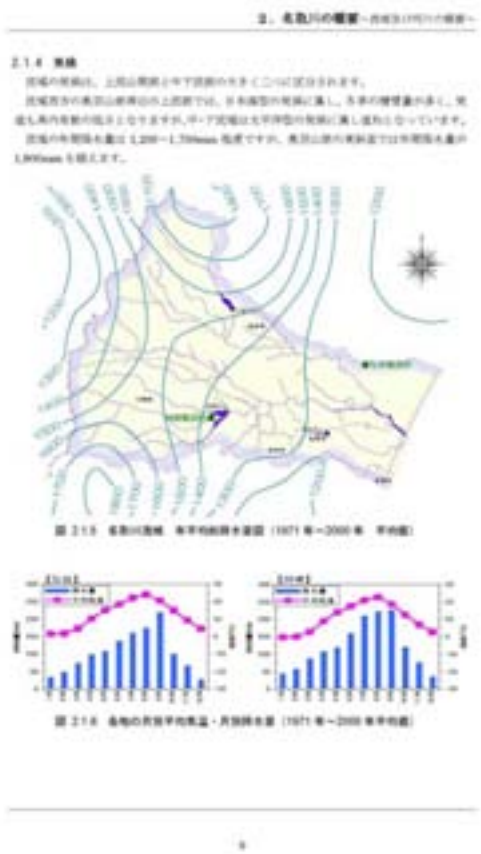

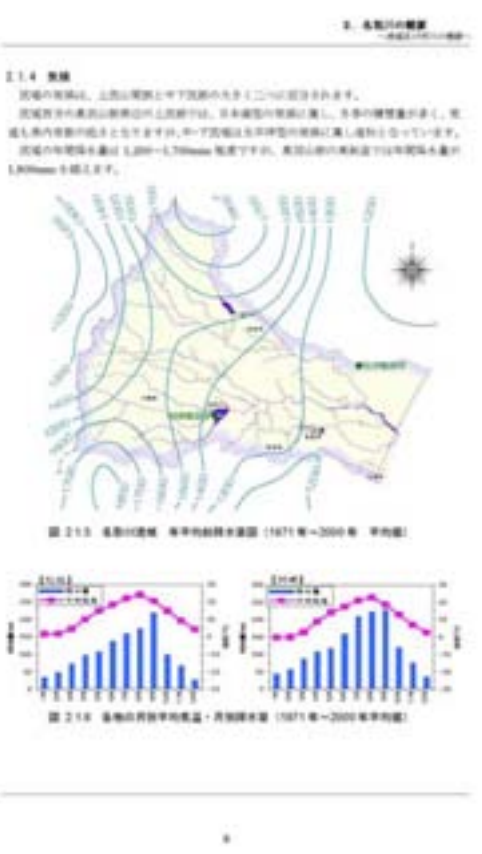

素　　案	原　　案

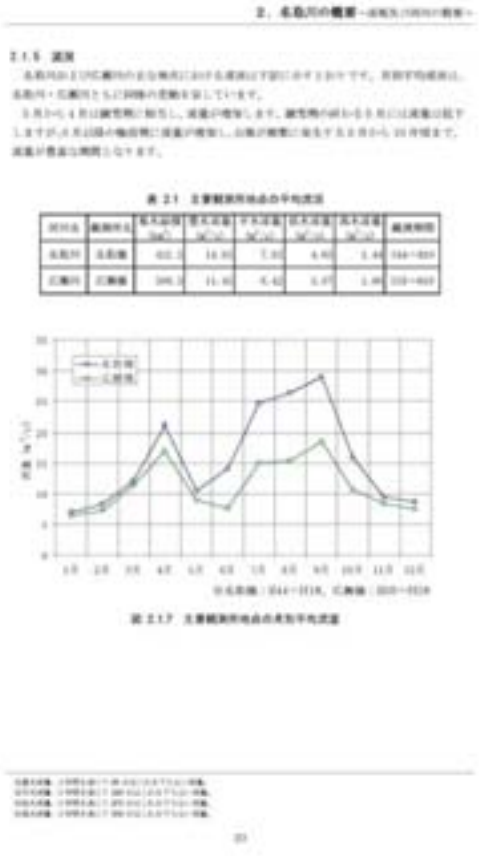

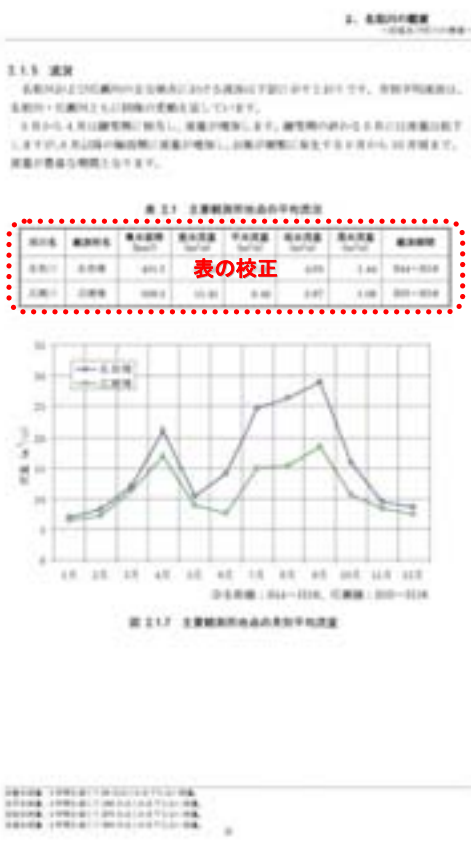

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

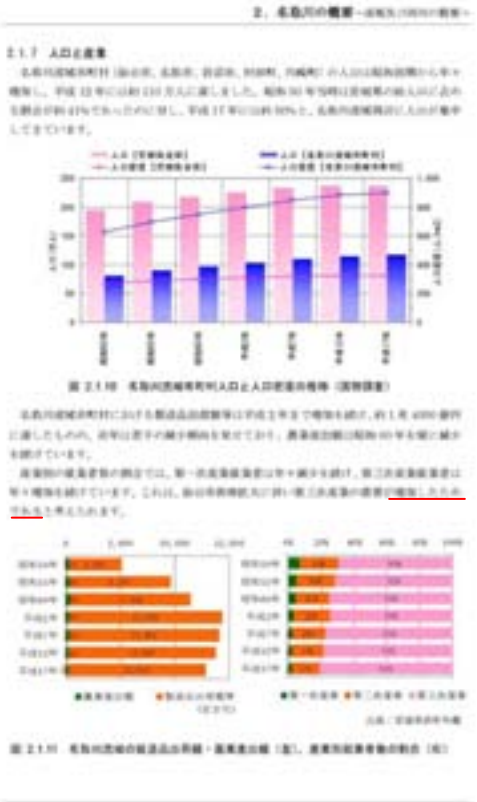

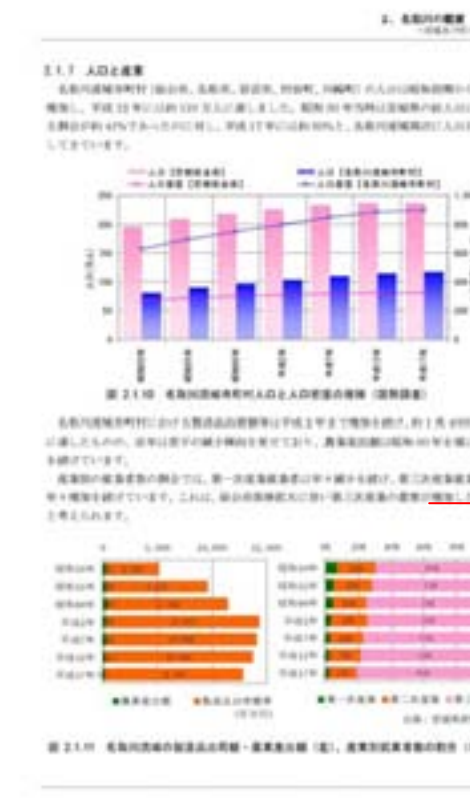

素　　案	原　　案
素　　案	原　　案

素　案	原　案

素　案

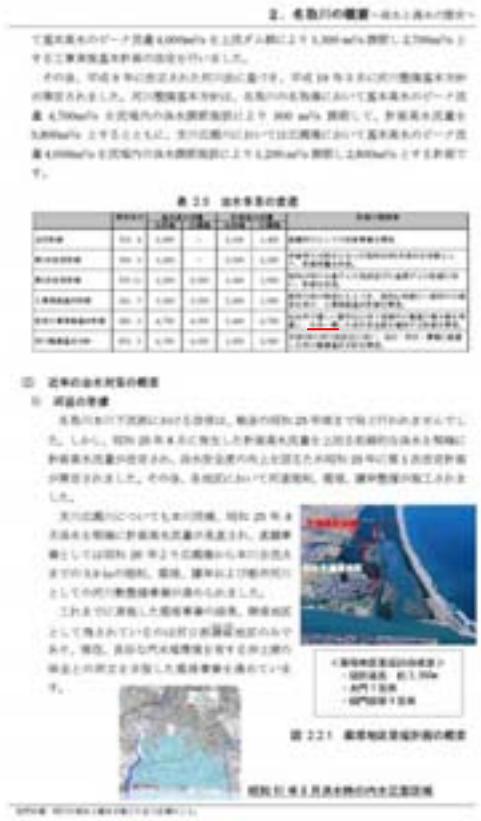

原　案

素　案

原　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　案

原　案

素　案

改頁位置変更

原　案

素　　案

原　　案

素　　案

原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案
	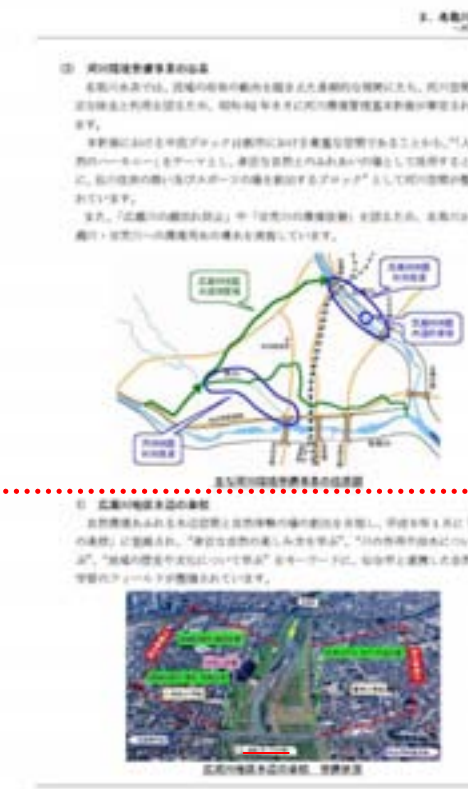

改頁位置変更

素　　案	原　　案
	頁位置の変更

素　　案	原　　案

改頁位置変更

レイアウト変更

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

2.6　地域との連携

名取川は地域に親しみをもち、経済・文化を支えるとともに、地域の生活とも密接につながってきました。そのため、河川整備にあたっては、まちづくりにおける名取川の役割を考えるため、地域住民の意見の聴取や協議会の各種討論と連携を図る取り組みを進めています。

そして、環境教育の支援としてふる中学校との連携、また、河川活動の啓発として環境の観察・教育活動を行っています。

2.6.1　広瀬川創生プラン

広瀬川においては、市街地に接していながらも豊かな自然を有する河川を後世に引き継ぐため、「市民」「NPO」「行政」「企業」が果たすべき役割と責任を明記した「広瀬川創生プラン」が平成17年に協会により策定されております。こうしたプランを通じて地域との連携を図ります。なお、本プランは市民、NPO、学識者、事業者からなる「広瀬川創生プラン推進検討協議会」によって検討されました。

■広瀬川創生プランの概要

<目的>

秋の虫・蛍会のシンボルでもあり、市民の誇りでもある広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら時代にふさわしく保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを目的、広瀬川の進化し魅力の創出を図っていくこと。

広瀬川創生に向けた基本理念

1 豊かな流れ・広瀬川の自然環境の保全～自然の豊かさ育む"ふるさとの川"づくり

2 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出～安全・利用・環境のバランスがとれた川づくり

3 市民による連携と市民と行政との協働～思いを尊重した地域づくり

<施策のあらまし>

三つの基本理念に基づき以下の６つの基本目標を設定し、目標に達成するための具体的な施策を掲げました。

それぞれの事業は性質に応じて短期計画・中期計画・長期計画のいずれかに位置づけ、「市民」「NPO」「行政」「企業」の参加を図り果たすべき役割と責任を明記し、広瀬川創生に向けて市民・行政が協働して取り組んでいける行動計画としました。

目標を達成するための具体的な施策

1 協働の仕組みづくり	4 河川環境の保全と向上
2 親水性の向上	5 河川への関心の創造
3 安全・利用の調整	6 連携の構築

素　　案	原　　案

2.6.2　広瀬川1万人プロジェクト

仙台のシンボルである広瀬川の自然環境を守り、多くの市民が親しみある広瀬川とするため、100万都市仙台のうるおーケードとして上流から河口までの一斉清掃を行っています。

本プロジェクトは、市民活動団体や学校、企業等で組織する実行委員会により、平成14年から実施されております。この行動が広瀬川の魅力を発見し、楽しみ、さらに活動のくらしを見直すきっかけとなることを期待しています。

チラシ

出典：仙台市

2.6.3　河川に関する学習の場の提供

仙台市教育委員会自然体験教室の整備を行い、地域の子ども中学生たちが川に直接触れる機会をつくり、体験することで自然に入り学習しながらふるさと総合学習の場を整備しています。

また、総合学習の支援を行い、名取川に関する情報や知識を提供し、子供達の創造的な学習のサポートを行っています。

広瀬川きれいの会

出典：仙台市広瀬川環境保全委員会

2.6.4　交流活動

河川に関する情報を地域に対し、パンフレットやインターネットホームページ等による提供し、地域のニーズの把握に向けた住民参加の各種懇談会を開催し、常に双方向の情報交換に努め、川とふれあいながら市民福祉増進の活動を支援、河川整備事業の改善と高度、住民参加による河川管理を推進しています。

原　　案

2.6.2　広瀬川1万人プロジェクト

仙台のシンボルである広瀬川の自然環境を守り、多くの市民が親しみある広瀬川とするため、100万都市仙台のうるおーケードとして上流から河口までの一斉清掃を行っています。

本プロジェクトは、市民活動団体や学校、企業等で組織する実行委員会により、平成14年から実施されております。この行動が広瀬川の魅力を発見し、楽しみ、さらに活動のくらしを見直すきっかけとなることを期待しています。

チラシ

出典：仙台市

2.6.3　河川に関する学習の場の提供

仙台市教育委員会自然体験教室の整備を行い、地域の子ども中学生たちが川に直接触れる機会をつくり、体験することで自然に入り学習しながらふるさと総合学習の場を整備しています。

また、総合学習の支援を行い、名取川に関する情報や知識を提供し、子供達の創造的な学習のサポートを行っています。

広瀬川きれいの会

2.6.4　交流活動

河川に関する情報をパンフレットやインターネットホームページ等による提供するとともに、地域のニーズを把握するための住民参加型の各種懇談会を開催しています。また、常に双方向の情報交換に努めるとともに、川とふれあいながら市民福祉増進の活動、河川整備事業の改善と高度、住民参加による河川管理を推進しています。

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

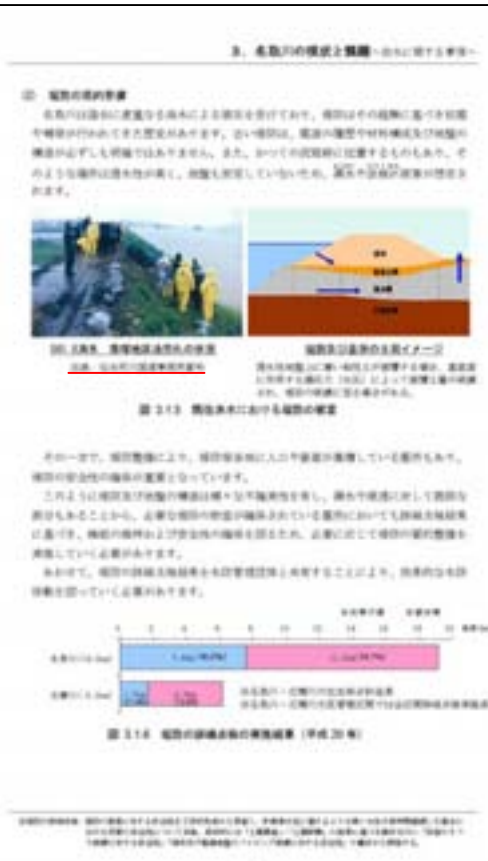

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

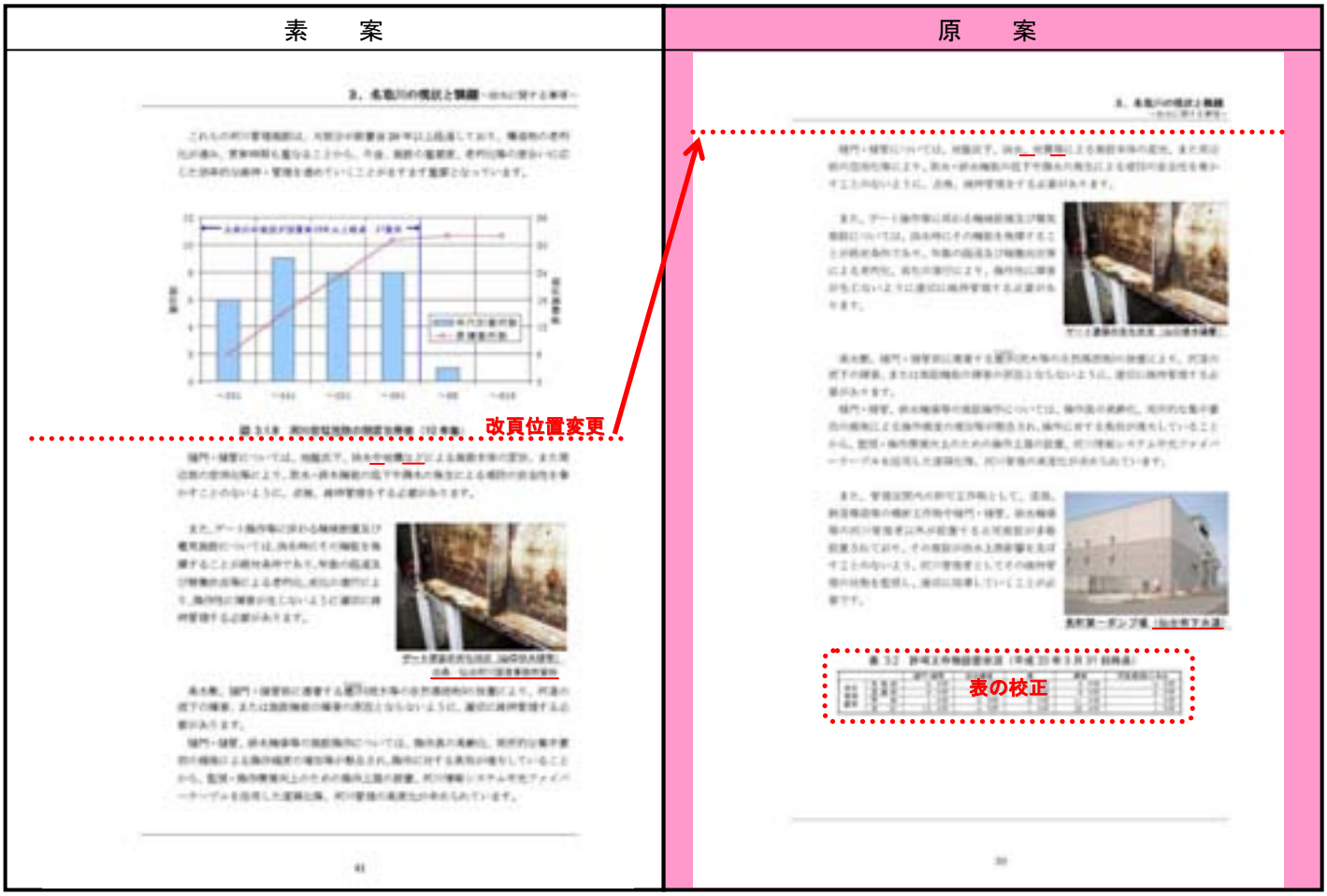

改頁位置変更

表の校正

素　　案	原　　案

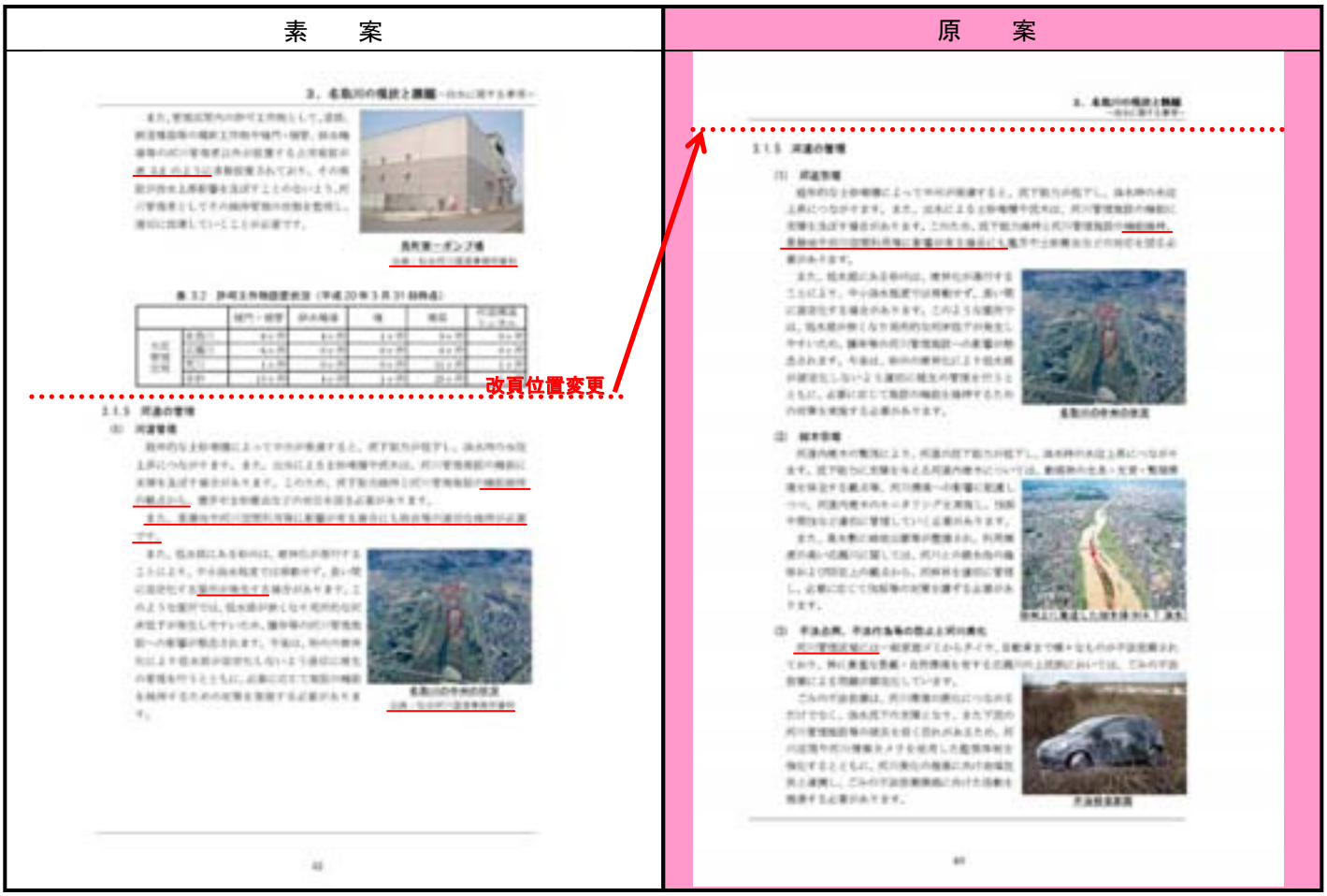

改頁位置変更

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案
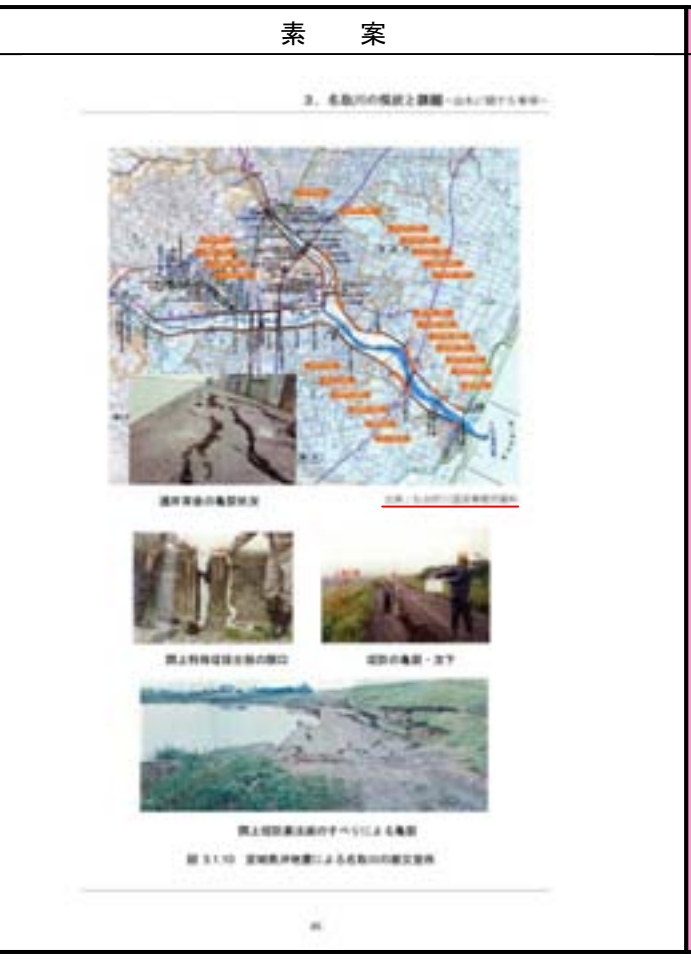	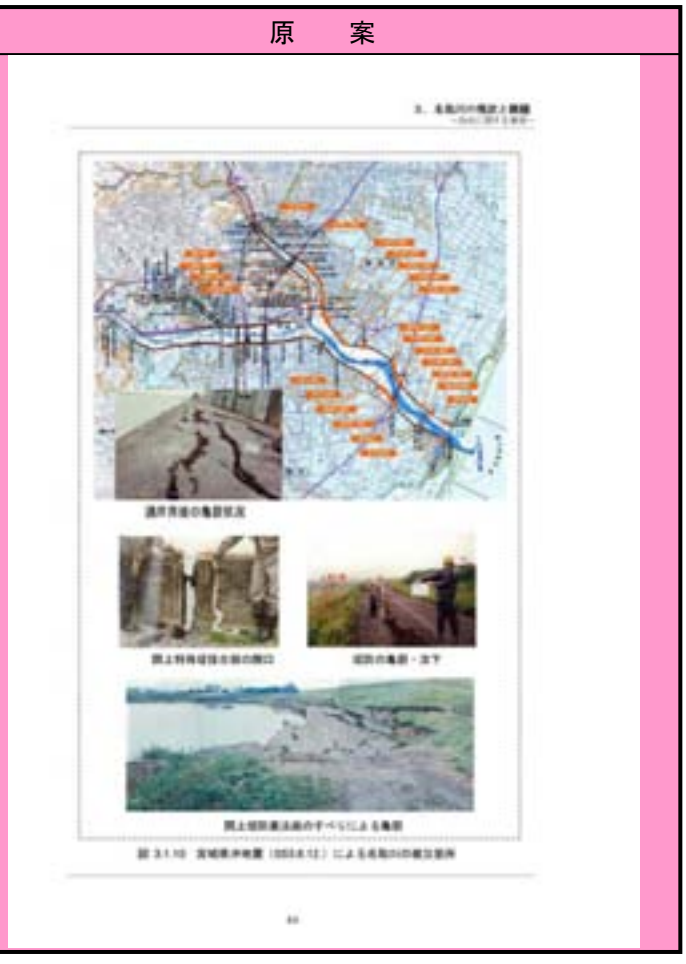

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

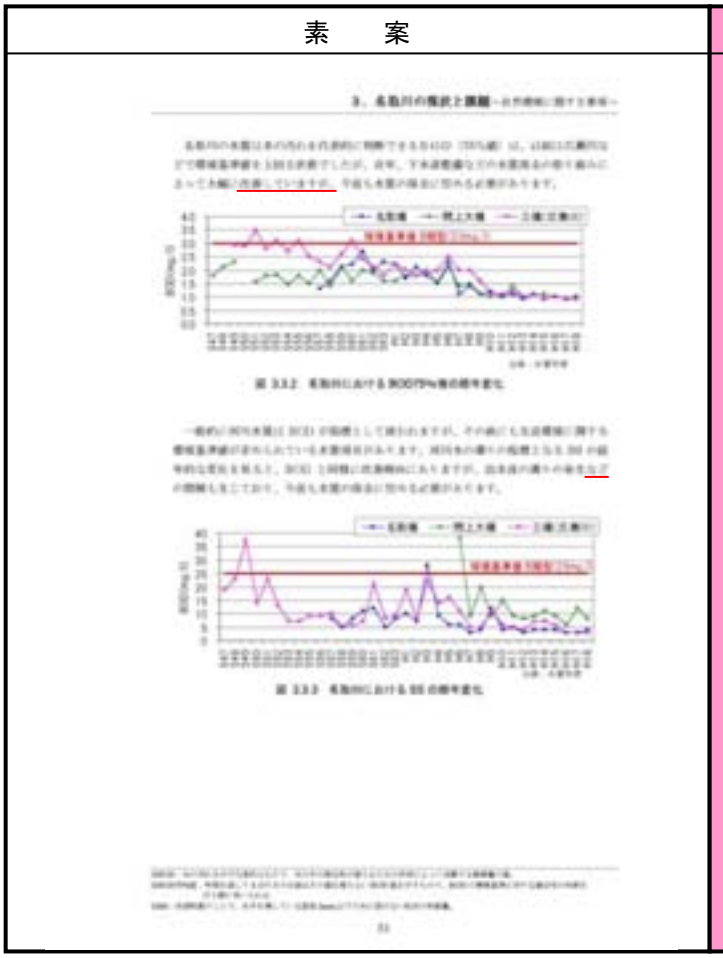

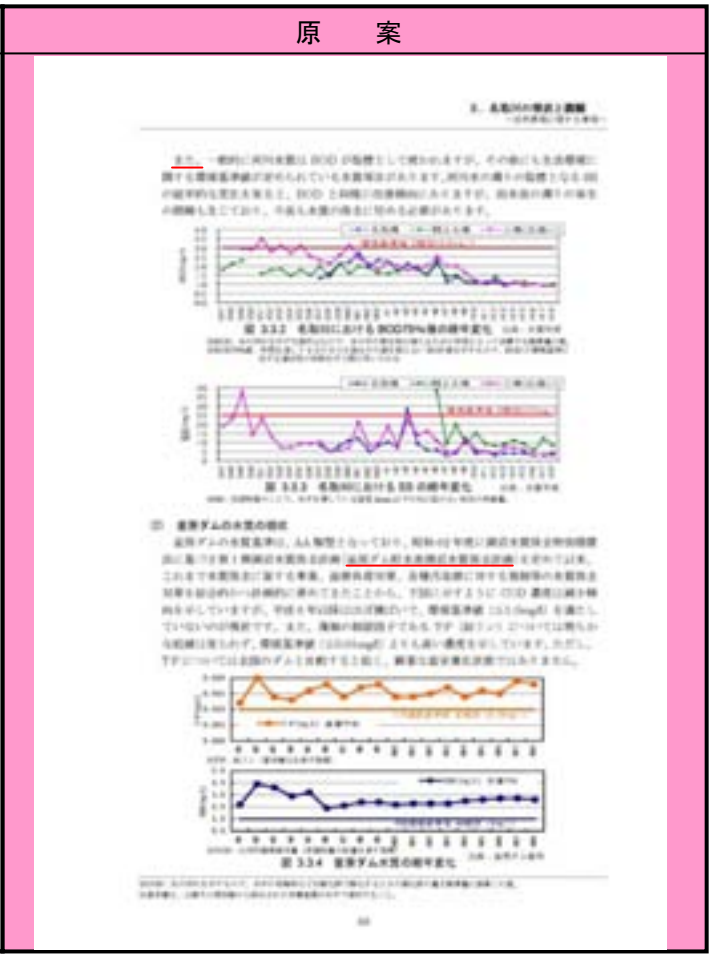

素　　案	原　　案

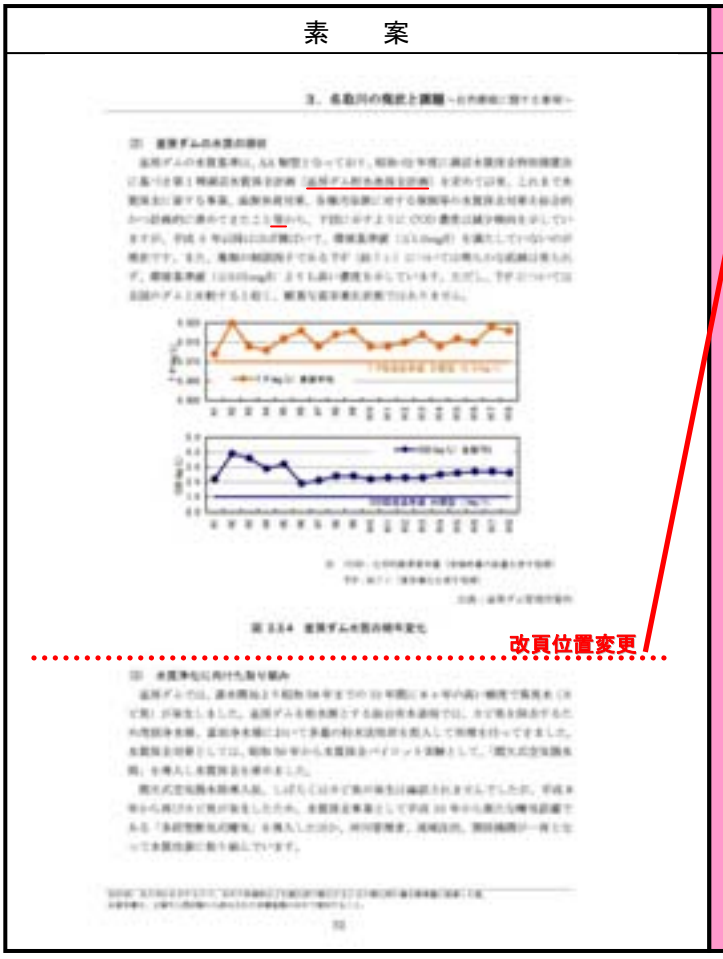

改頁位置変更

素　　案	原　　案
 改頁位置変更	

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　案

原　案

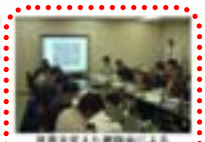

レイアウト変更

表の校正

素　案

原　案

表の校正

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

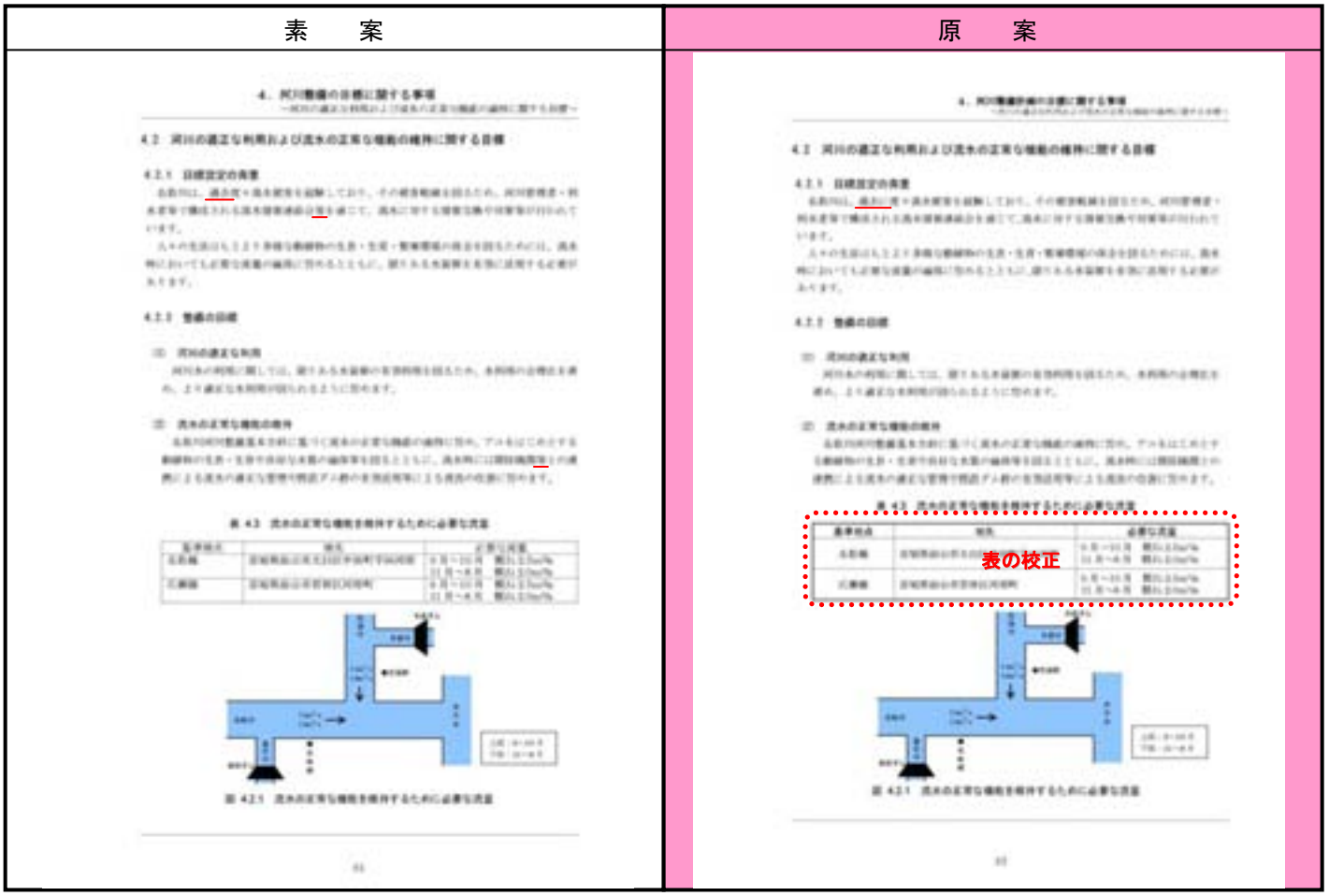

表の校正

素　　案	原　　案

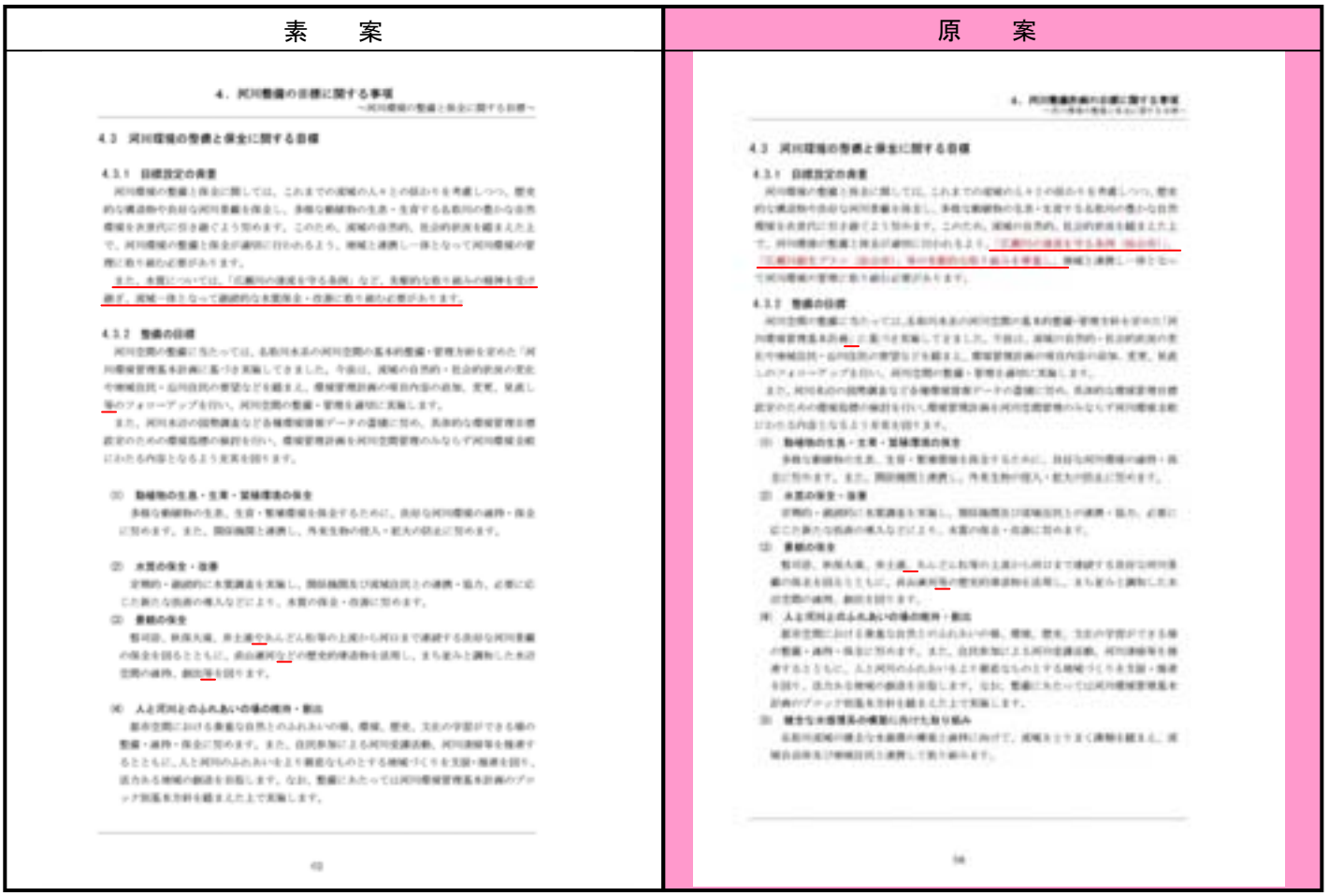

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案
素　　案	原　　案
	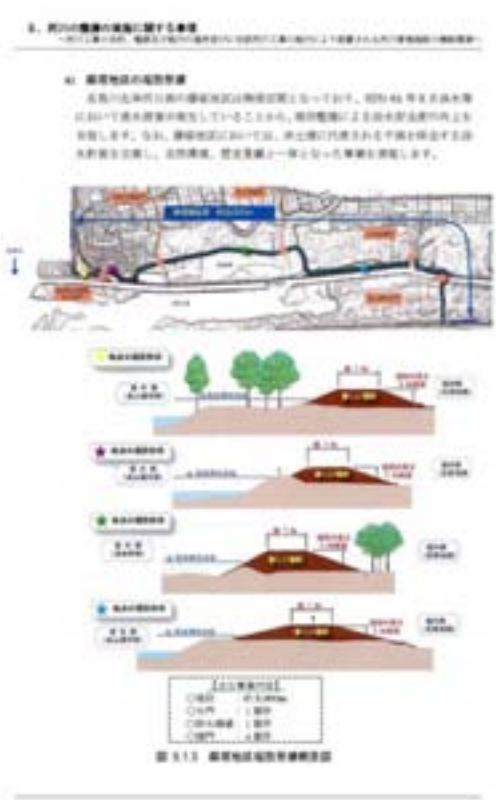

素　　案	原　　案
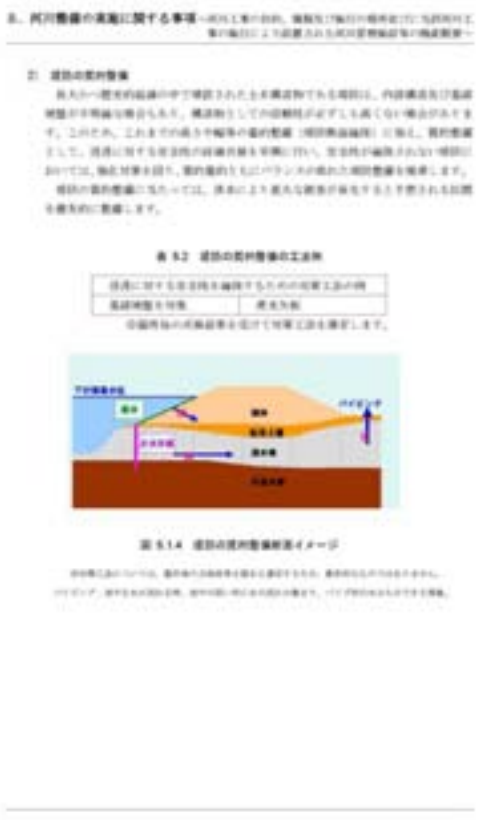	
素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

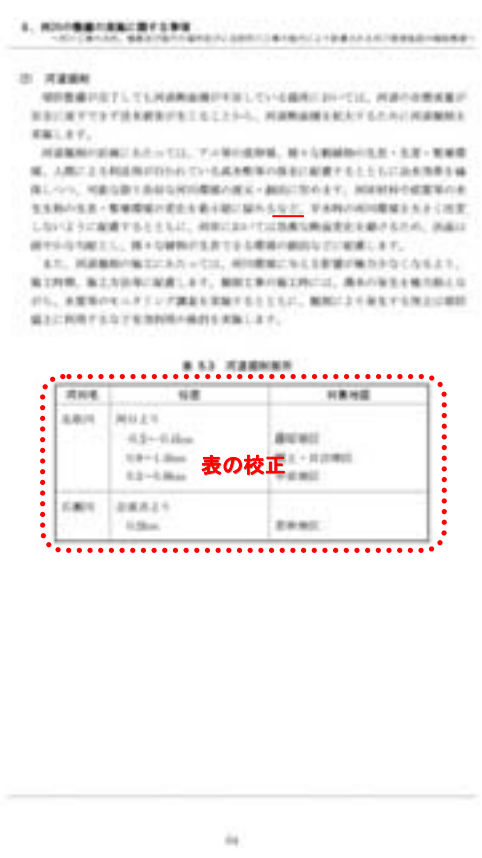

素　　案	原　　案

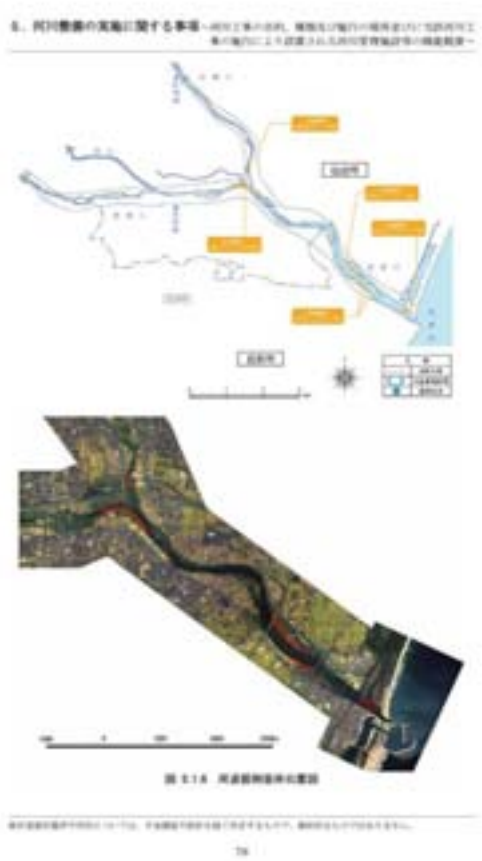

素　　案	原　　案
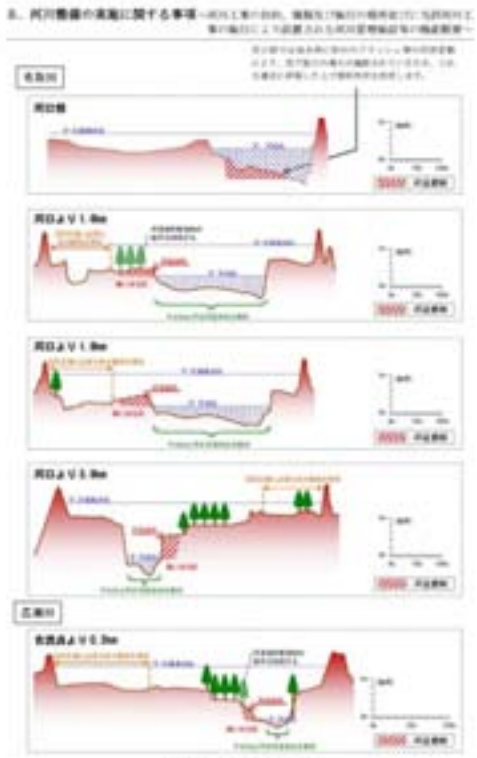	

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案
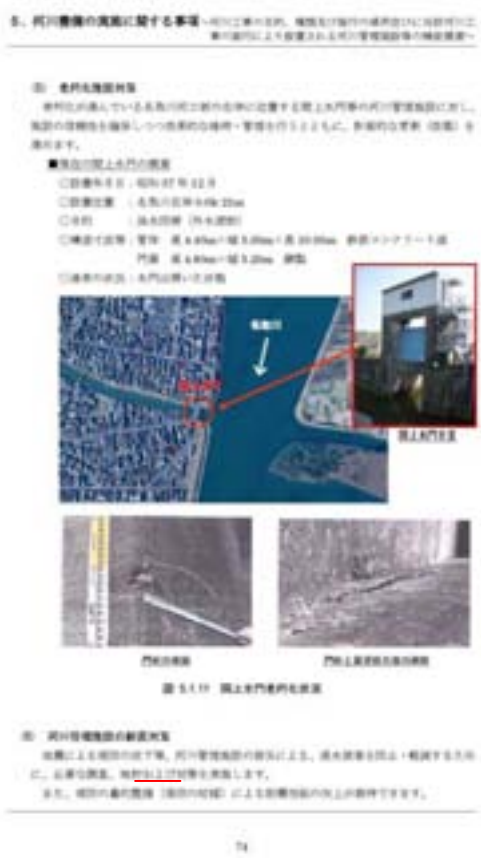	

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

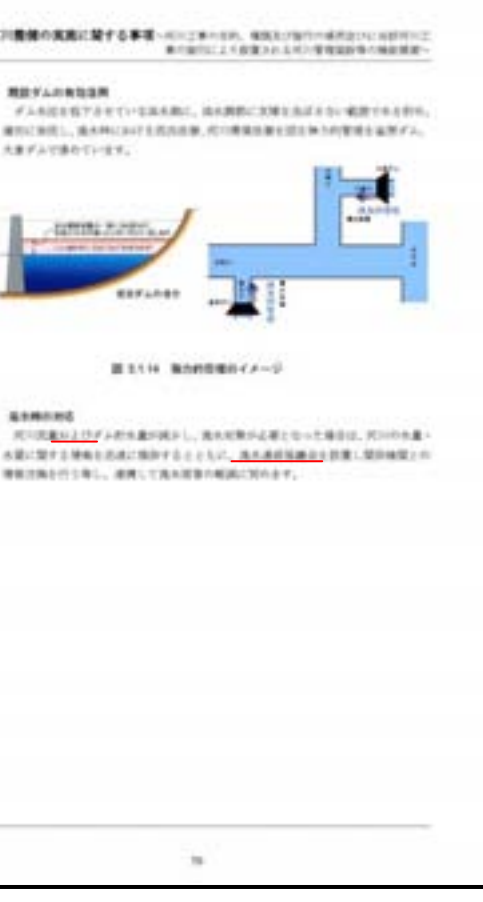

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案
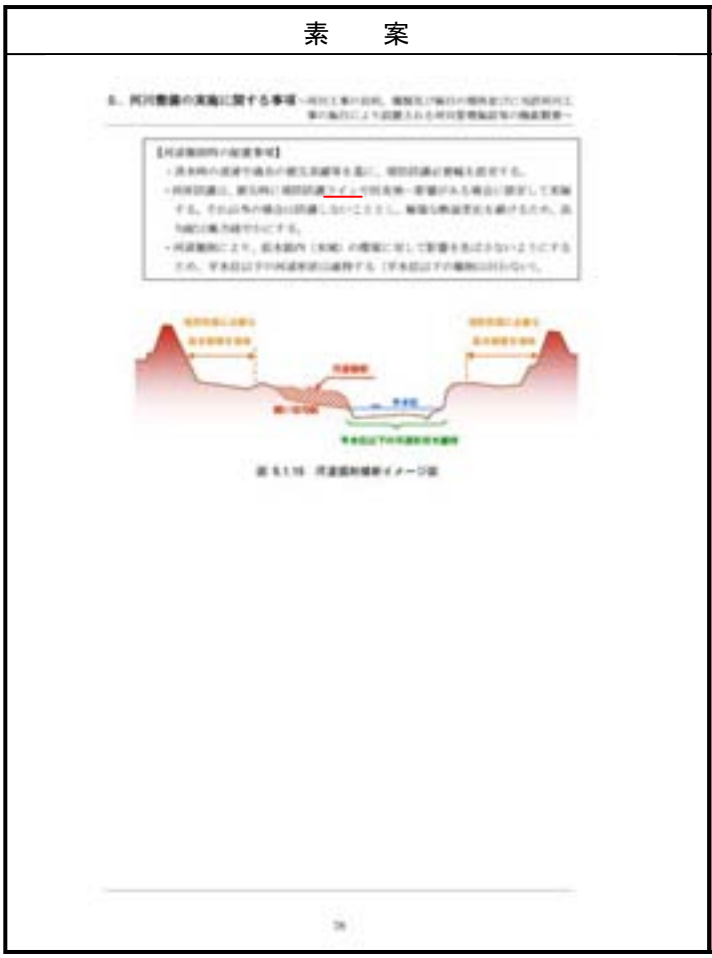	

素　　案	原　　案
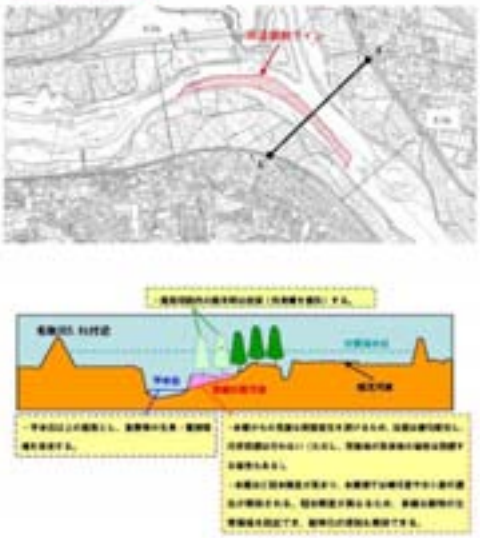 改頁位置変更	

素　　案	原　　案
	表の校正

素　　案

原　　案

素　　案

原　　案

素　　案	原　　案
素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案
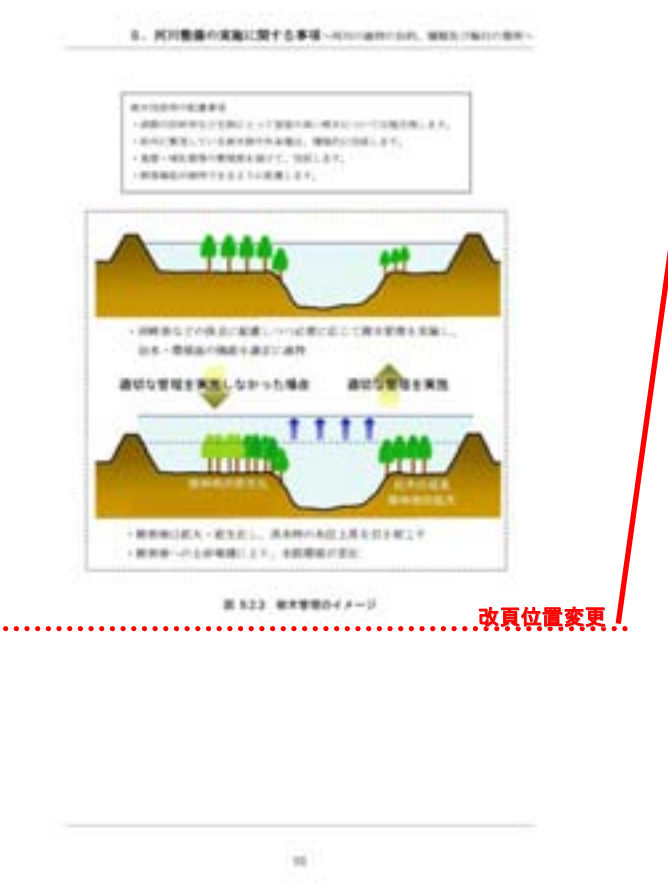	

素　案

原　案

素　案

原　案

素　　案	原　　案
素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案

レイアウト変更

表の校正

素　　案	原　　案
	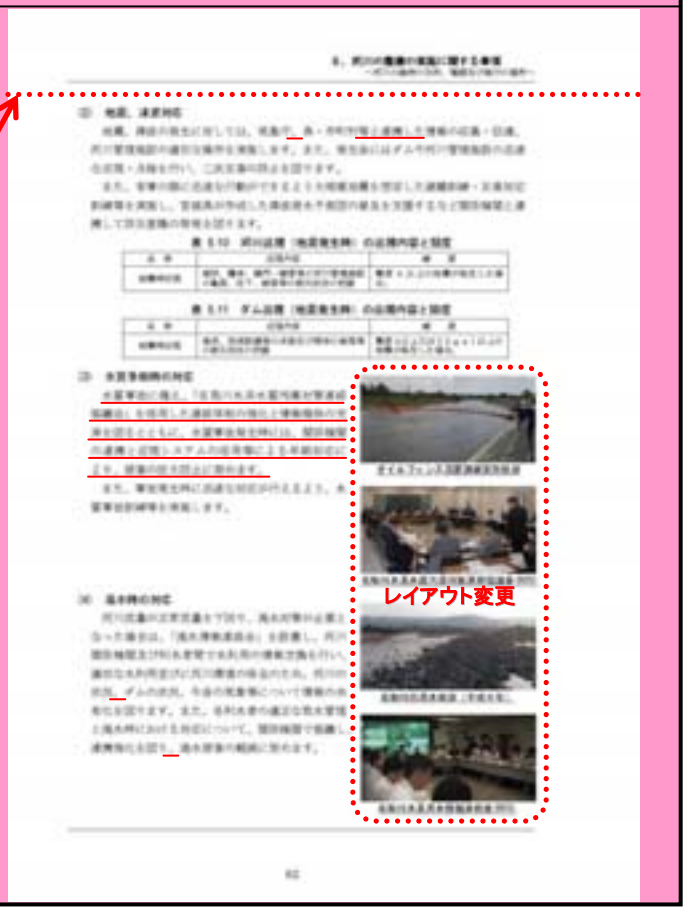

素　　案	原　　案

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案

改頁位置変更

表の校正

レイアウト変更

素　　案	原　　案

改頁位置変更

素　　案	原　　案